

～南知多町在住の終末期若年がん患者の方へ～

在宅サービスの利用料等を補助します

南知多町では、終末期若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの利用料等に対する補助を行います。

●対象者

南知多町に住民票があり、次の項目すべてに該当する方

0～39歳の、終末期(※)がん患者の方

(※)医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した状態

在宅生活の支援及び介護が必要な方

他の制度において同様の支援を受けることができない方

●補助対象

介護保険制度に準じる、次の在宅サービス

区分(※)	サービスの種類
①在宅サービスにかかる利用料	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護
②福祉用具の貸与にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位交換機・移動用リフト（つり具の部分を除く）・自動排せつ処理装置その他、介護保険で認められるもの
③福祉用具の購入にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・腰掛便座・簡易浴槽・自動排せつ処理装置の交換可能部品・排せつ予測支援機器・入浴補助用具・移動用リフトのつり具その他、介護保険で認められるもの

(※) ①のうち、医療保険制度の適用を受けているサービスは対象外

②③は、小児慢性特定疾病医療費の給付を受けている方は対象外

申請額の上限	補助金額
①～③の費用の総額 60,000円/月	申請額の9割 (上限額54,000円/月)

●利用の流れ



①利用申請

利用者は、以下の書類を南知多町保健センターへ提出してください。
なお、申請は在宅サービス等の利用開始までに行ってください。

- ・南知多町若年がん患者在宅療養支援事業補助金利用申請書
- ・医師による意見書

②利用決定の通知

申請内容を精査し、南知多町から利用決定通知書を送付します。

③サービス利用・支払い

利用者はサービスの利用を開始し、サービス提供事業所へ支払いを行ってください。

④補助金の請求

利用者は、以下の書類を南知多町保健センターへ提出してください。

- ・南知多町若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書
- ・サービス提供事業所等の領収書（原本）
- ・サービスの内容、利用日、利用回数、金額が記載された明細書の写し
- ・預金通帳等の写し（口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

⑤補助金の支払い

申請内容を精査し、南知多町から交付決定通知書を送付します。
その後、指定の口座に補助金を支払います。

申請書類のダウンロードや
支援事業に関する情報は、
QRコードをご確認ください。



<お問い合わせ>

南知多町保健センター TEL0569-65-0711（内線511～514）